
種 別： 論説

タイトル： 基本権保障をめぐる EU および加盟国裁判 所問の対話：イタリア憲法裁判所による「再集権化」(riaccentramento) を題材に

著 者： 東 史彦

所 収： 『上智法学論集』第 67 卷 4 号（令和 6 年 3 月）243-272 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

基本権保障をめぐる EU および加盟国裁判所間の対話：

イタリア憲法裁判所による「再集権化」(ri-accentramento) を題材に

東 史彦

- 一 はじめに
- 二 憲法裁判所による「再集権化」の背景
 - 1 基本権保障における憲法裁判所の「周縁化」
 - 2 「周縁化」に対する憲法裁判所の抵抗（「集権化」）
- 三 憲法裁判所による「再集権化」
 - 1 2017年269号判決（「再集権化」判例）
 - 2 「再集権化」の「明確化」判例
- 四 「再集権化」～「明確化」判例の評価
 - 1 「明確化」された憲法裁判所および通常裁判所と EU 裁判所の間の対話のルール
 - 2 直接効の基準および憲章の基準の関係
 - 3 基本権保障手続の併存と憲法裁判所の「第一声」
 - 4 EU 法の自律性に対する影響
 - 5 「EU 法優越に対する憲法上の限界」に対する影響
- 五 結語

一 はじめに

EU 法と加盟国法の関係は、「EU 法の優越」を主張する EU 裁判所判例のみにより一方的に形成されるのではなく、それにときに抵抗しながら反応す

る加盟国裁判所との対話を通じて実現される。そしてそのように確立される EU 法と加盟国法の関係の構築の過程は EU 法の基本書に説明されるが、その EU 法と加盟国法に関する章には、主要なものとしてイタリア関連判例が並ぶのが一般的である⁽¹⁾。その理由は、イタリア憲法裁判所が EU 法の優越に対し最も抗うことで、EU 法と加盟国法の関係の理論的發展に貢献してきた原加盟国裁判所の代表だからである。したがって、日本における EU 法とイタリア法に関する既存の研究も、EU 裁判所とイタリア憲法裁判所の動向に注目してきた⁽²⁾。

ところが、イタリア憲法裁判所の EU 法に対する姿勢は、EU 裁判所との関係でイタリア憲法裁判所が必ずしも単独で決定している訳ではない。基本権保障を担うイタリア憲法裁判所（以下「憲法裁判所」と、法令の適用を担うイタリア通常裁判所（以下「通常裁判所」。憲法裁判所を除く、司法裁判所、行政裁判所等）は、EU 法との関係性の構築においてそれぞれ異なる動機を有しており、そのような背景のもと憲法裁判所は、通常裁判所の立場により影響を受け、変化を迫られる中で模索を行うことが明らかになってきた⁽³⁾。しかし、そのような憲法裁判所と通常裁判所の関係に注目した EU 法とイタリア法の関係に関する考察は、日本ではまだ深められていない模様である。

そこで本稿では、EU 法とイタリア法に関する立場が憲法裁判所と

(1) Case 6/ 64 *Costa v. ENEL* [1964] ECR 585; Case C-106/ 77 *Simmenthal* [1978] ECR 629, etc.

(2) 伊藤洋一「EC 法の国内法に対する優越(1)」『法学教室』264号(2002年)107～112頁、伊藤洋一「EC 法の国内法に対する優越(2)」『法学教室』265号(2002年)113～120頁、曾我英雄「EC 法とイタリア法」松井・木棚・葉師寺・山形編『グローバル化する世界の法と課題』東信堂(2006年)79～99頁、須網隆夫「イタリア憲法と EU 法の優位」『貿易と関税』58巻1号(2010年)72～65頁、江原勝行「イタリア憲法」中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』信山社(2012年)109～128頁、江原勝行「EU の財政的利益に対する侵害とイタリア憲法の基本原則としての罪刑法定主義」『アルテスリベラレス』103号(2018年)103～117頁、小野昇平「国内裁判所による『対抗限界』論適用の国際法上の意義に関する一考察」『青森法政論叢』19号(2018年)18～35頁、等。

(3) このような視点から欧州および国内の裁判所間の関係の重要性を提示する邦語の文献として、伊藤洋一「ヨーロッパ人権条約第 16 議定書と裁判官対話の『臨界』 - イタリアにおける批准論議を素材に -」伊藤洋一編著『裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防』日本評論社(2023年)169～182頁。

通常裁判所と異なること、憲法裁判所の立場が通常裁判所との対話により影響を受けること、通常裁判所に影響を受けながら憲法裁判所によって EU 裁判所との対話のアプローチが形成されることを考察する。そのため以下では、2017 年憲法裁判所 269 号判決⁽⁴⁾およびその前後の判例の検討を通して、憲法裁判所がいかに通常裁判所から影響を受けて EU 裁判所との対話に臨むようになったかを、主にイタリアの学説を参照し明らかにする⁽⁵⁾。

まず、憲法裁判所が EU 法の優越および直接効の原則を受け容れ、直接効を有する EU 法の事案の管轄を通常裁判所に委ねた後、EU 法が基本権保障を充実させていくのに伴い、一部の通常裁判所が欧州人権条約の事案も憲法裁判所を介さずに自ら判断する等、基本権保障における憲法裁判所の役割が縮小していったこと（憲法裁判所の「周縁化」(marginalizzazione)⁽⁶⁾)を考察する。また、「周縁化」に危機感を抱いた憲法裁判所は、まず欧州人権条約に関わる事案の管轄を自らの権限に集中させ、通常裁判所は欧州人権条約に関する問題を憲法裁判所に移送する旨を判示したこと（「集権化」(accentramento)）を考察する。

次に、さらに憲法裁判所は「再集権化」判例により、EU 基本権憲章に関わる事案の管轄を自らの権限に集中させ、通常裁判所は憲章に関する問題を

(4) Corte cost., sent. 7 novembre 2017, n. 269.

(5) *Ex multiis*, Tega, D., *La corte nel contesto: Percorsi di ri-accentramento della giustizia costituzionale in Italia*, Bononia University Press, 2020; Aa. Vv., *Annali AISDUE* Cacucci, 2020; Campanelli, G., Famiglietti, G., Romboli, R., a cura di, *Il sistema "accentrato" di costituzionalità*, Editoriale Scientifica, 2020; Caruso, C., Medico, F. e Morrone, A., a cura di, *Granital Revisited? L'integrazione europea attraverso il diritto giurisprudenziale*, Bononia University Press, 2020; *Scritti in onore di Antonio Ruggeri*, Vol. I-V, Editoriale Scientifica, 2021; Corte costituzionale della Repubblica italiana e Corte di giustizia dell'Unione europea, Carotti, B. ed., *Giornata di studio: Identità nazionale degli Stati membri, primato del diritto dell'Unione europea, stato di diritto e indipendenza dei giudici nazionali*, 5 settembre 2022.

(6) Conti, R., "Qualche riflessione, a terza lettura, sulla sentenza n. 269/2017", *Rivista di diritti comparati*, n. 1, 2018, p. 281. または svilimento della giurisdizione costituzionale (Romboli, R., "Dalla «diffusione» all'«accentramento»: una significativa linea di tendenza della più recente giurisprudenza costituzionale", *Foro italiano*, I, 2018, 2226-2236; Scaccia, G., "Giudici comuni e diritto dell'Unione europea nella sentenza della Corte costituzionale n. 269 del 2017", *Osservatorio AIC*, n. 2, 2018, pp. 1-8) 等。邦語訳として「マージナル化」(伊藤・前掲注 (3) 176~177 頁) がある。

まず憲法裁判所に移送する旨を判示したこと(「再集権化」(ri-accentrimento))を考察する。しかし、憲法裁判所による「再集権化」が不明確だったため、学説および通常裁判所はその後の事例を通じて憲法裁判所に明確化を求め、それに対応して憲法裁判所は「再集権化」の射程を限定したこと(「明確化」(precisazioni))を考察する。

最後に、憲法裁判所の「再集権化」および「明確化」によるイタリア裁判所とEU裁判所の新たな対話の、EU法およびイタリア法上の意義および問題点を考察する。

二 憲法裁判所による「再集権化」の背景

はじめに、憲法裁判所がいかなる経緯で基本権保障における「周縁化」の状況に陥り、「集権化」および「再集権化」を試みざるをえなくなったかを考察する。

1 基本権保障における憲法裁判所の「周縁化」

(1) Simmenthal-II 判決以前の憲法裁判所の立場

1976年EU裁判所 Simmenthal-II 判決以前の憲法裁判所判例(1975年232号判決)によれば、EU法とイタリア法の関係は次の通りであった。すなわち、EU法に国内立法が抵触する場合、通常裁判所は、抵触国内立法が前法であるときはEU法を自ら直接適用できるが、抵触国内立法が後法であるときは、当該抵触国内立法の違憲の問題を憲法裁判所に移送せねばならない⁽⁷⁾。このように、憲法裁判所はEU法と国内法の抵触の問題を自らの管轄事項としていた。

(2) Simmenthal-II 判決のEU裁判所の立場

これに対しEU裁判所は、1976年 Simmenthal-II 判決により、直接効を有するEU法に国内立法が抵触する場合、当該国内立法が前法であれ後法であ

(7) Corte cost., sent. 22 ottobre 1975, n. 232, punto 6. del *Considerato in diritto*.

れ、抵触の解決は憲法裁判所に集権的に委ねられるのではなく、分権的に通常裁判所に行われるべき旨を判示した⁽⁸⁾。つまり、通常裁判所は自ら当該抵触国内立法を適用排除し、直接効を有する EU 法を直接適用せねばならず、憲法裁判所を介する必要はない。

(3) Granital 判決以降の憲法裁判所の立場

Simmenthal-II 判決を受け、憲法裁判所は、1984 年 Granital 判決において従前の立場を変更した。Granital 判例により、平和と正義を保障する国際機構に必要なイタリアの主権の制限を規定する憲法 11 条を根拠として、直接効を有する EU 法と国内立法の抵触の問題は、国内立法の前後関係を問わず、通常裁判所が自ら抵触国内立法を適用排除し、EU 法規定を適用することにより解決される事項として、通常裁判所に委ねられることとなった。他方、直接効を有しない EU 法と国内立法の抵触の問題、および EU 法と「EU 法優越に対する憲法上の限界」(controlimiti)⁽⁹⁾の抵触の問題については、通常裁判所は憲法裁判所に移送することとされ、憲法裁判所の管轄事項として残された⁽¹⁰⁾。

また、通常裁判所から憲法裁判所および EU 裁判所への移送が必要となる「二重先決問題」(doppia pregiudizialità) の場合には、EU 裁判所への先決問題移送手続の利用の優先が求められ、未利用の場合には憲法裁判所への移送は不適法と判断されることとなった⁽¹¹⁾。

(8) Case C-106/77 *Simmenthal-II*[1978] ECR 629, paras. 14-24.

(9) イタリアがイタリア法以外の法秩序との関係で同意した主権の制限に対する限界 (Albanesi, E., “Che cosa il caso Taricco ha insegnato alla Corte costituzionale. Un nuovo rinvio pregiudiziale a fronte dei controlimiti”, *Giurisprudenza costituzionale*, f. 1, 2022, p. 425)。邦語訳として「対抗限界」(江原勝行「イタリアにおける慣習国際法規範の遵守義務と合憲性審査」『アルテスリベラレス』96号(2015年)55~80頁、江原・前掲注(2)、および小野・前掲注(2))がある。

(10) Corte cost., sent. 5 giugno 1984, n. 170, punti 5. -7. del *Considerato in diritto*.

(11) *Ex multis*, Corte cost. ord. 29 dicembre 1995, n. 536, *Foro italiano*, 1996, I, 783; Amoroso, G., “La doppia «pregiudiziale» e l’individuazione della Corte (costituzionale o di giustizia) cui il Giudice può rivolgersi «in prima battuta», *Foro italiano*, 2022, V, 2; Cosentino, A., “Doppia pregiudizialità, ordine delle questioni, disordine delle idee”, *Questione giustizia*, 6 febbraio 2020;

(4) Granital 判決以降の憲法裁判所の「周縁化」

1984年 Granital 判例が提示された時期に前後して、国内における憲法裁判所自体の状況は変化し、また欧州レベルの基本権保障が進展した。それに対応する形で、基本権保障における憲法裁判所の重要性は、通常裁判所との関係で、相対的に低下していった(「周縁化」)。

ア 国内における憲法裁判所をとりまく状況の変化

国内における憲法裁判所をとりまく状況は次のように変化した。

憲法裁判所は、1956年の活動開始以降1970年代初めまで、新たな憲法および憲法裁判所の価値の主張・普及に努め違憲判断に積極的であったが、訴訟に時間がかかり判断が遅く、1980年代の初め頃までに未処理案件が多数になっていた。そのため、1987年以降から90年代の初めに憲法裁判所は(通常裁判官による合憲性問題の移送権限の誤用・濫用を理由とした)「訴えの不適法の宣言」を多用し事案をスクリーニングすることで、手続期間短縮・未処理案件削減に専念するようになった。その結果、通常裁判所は自ら法律の憲法適合解釈を求められることになり、以前と比べて合憲性の問題を憲法裁判所に付託しなくなっていった⁽¹²⁾。憲法裁判所は、1996年356号判決により、通常裁判所が憲法適合解釈が不可能であることを検討していない限り、移送を受け付けなかった⁽¹³⁾。

また、2001年のイタリア憲法改正⁽¹⁴⁾により国と州の関係が変更された結果、国と州の間の権限争訟(抽象的違憲審査)の比重が増え、憲法裁判所の基本権保障(付随的違憲審査)の役割は、相対的に縮小した⁽¹⁵⁾。

Laze, M., "Problematiche relative alla doppia pregiudizialità viste alla luce dei rapporti tra ordinamenti", in *Il sistema "accentrato"*, *op. cit.* at 5, p. 203.

(12) Barsotti, V., Carozza, P. G., Cartabia, M. e Simoncini, A., *Italian Constitutional Justice in Global Context*, Oxford, 2017, pp. 36-38.

(13) Corte cost., sent. 14-22 ottobre 1996, n. 356; Natale, A., "Il giudice comune, servitore di più padroni", *Questione giustizia*, 2, 2020; Romboli, R., "Il sistema 'accentrato' di costituzionalità", in *Il sistema "accentrato"*, *op. cit.* at 5, p. 17; Ruotolo, M., "L'interpretazione conforme a Costituzione torna a casa?", in *Il sistema "accentrato"*, *op. cit.* at 5, pp. 56-57.

(14) 2001年10月18日憲法的法律3号。

(15) Barsotti *et. al.*, *op. cit.* at 12, p. 39.

イ 欧州における基本権保障の状況の変化

欧州における基本権保障は次のように変化した。まず、EU 裁判所は、1960年代終盤から1970年代に亘り、欧州人権条約や加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権をEU法の一般原則として保障するという判例を発展させた⁽¹⁶⁾。EU裁判所の同判例は、1993年のマーストリヒト条約により、旧EU条約F条2項に明文化された。2000年にはコミッション、欧州議会、および理事会により、EU基本権憲章が政治的宣言として公布された⁽¹⁷⁾。

他方、欧州人権条約に関しては、1998年の欧州人権条約第11議定書採択により個人の直接申立手続が導入された結果、欧州人権裁判所の役割が増大し、欧州人権裁判所への申立も膨大になり⁽¹⁸⁾、イタリアによる欧州人権条約違反の判決が人権裁判所により多数下された⁽¹⁹⁾。

ウ Granital 判例以降の憲法裁判所の「周縁化」

このような状況の中、Granital判例を根拠に、憲法裁判所を介さずに通常裁判所が自らEU法および欧州人権条約法を適用して事案を解決する事例が増えた。確かにGranital判例によれば、直接効を有するEU法と国内立法の抵触の問題は、通常裁判所が自ら抵触国内立法を適用排除し、EU法規定を適用することにより解決される。しかし、EU法との関係では、EU判例の進展における直接効の拡大により、通常裁判所による適用排除の射程が潜在的に拡大していく⁽²⁰⁾。

また欧州人権条約との関係では、破毀院を筆頭とする司法裁判所の一部には、EU法が欧州人権条約の基本権の保障をEU法の一般原則とし、その旨

(16) Case 29/69 *Stauder* [1969] ECR 419; Case 11/70 *Internationale Handelsgesellschaft* [1970] ECR 1125; Case 4/73 *Nold* [1974] ECR 491; Case 36/75 *Rutili* [1975] ECR 1219.

(17) Charter of Fundamental Rights of the European Union [2000] OJ C 364/1.

(18) Barsotti *et. al.*, *op. cit.* at 12, p. 64.

(19) Candela Soriano, M., “The Reception Process in Spain and Italy”, Keller, H. and Stone Sweet, A. ed., *A Europe of Rights*, Oxford University Press, 2008, p. 414.

(20) Case C-144/04, *Mangold* [2005] ECR I, 9981; Dani, M., “La sentenza n. 269 del 2017: una precisazione fuorviante?”, in *Granital Revisited?*, *op. cit.* at 5, p. 70; Amato, A., “Giudice comune europeo e applicazione diretta della Carta dei diritti fondamentali dell’Ue”, *Giurisprudenza costituzionale*, f. 1, 2020, p. 456.

を基本条約に明文化したこと等を理由に、直接効を有するEU法の事案と同様に、欧州人権条約と抵触する国内立法を自ら適用排除することにより、憲法裁判所を経ずに事案を解決するものが現れ始めた⁽²¹⁾。

さらにEU法との関係で破毀院が、「EU法優越に対する憲法上の限界」の援用は同限界とのEU法による抵触がイタリアのEU脱退を正当化するほど潜在的に重大な場合に限られると判示するなど、憲法裁判所に残された数少ない管轄がさらに限定される動きもあった⁽²²⁾。また破毀院が、欧州逮捕状を執行すれば「EU法優越に対する憲法上の限界」に抵触しうるという問題について、「憲法裁判所の違憲審査を求めれば長期間が必要とされ原告の自由がさらに制限される」と述べ、憲法裁判所に移送せず自ら解決する事件も起こった⁽²³⁾。

このように、国内および欧州の状況の変化によって、国内的にも欧州法との関係においても、基本権保障の問題を通常裁判所が憲法裁判所を介さずに自ら解決を試みるようになってきていた。

(21) Trib. di Genova, sent. 4 giugno 2001, *Foro italiano*, 2001, I, 2653; Cass. civile, sez. I, sent. 19 luglio 2002, n. 10542, *Foro italiano*, 2002, I, 2606; Cass. civile, sez. I, sent. 11 giugno 2004, n. 11096, *Corriere giuridico*, n. 11, 2004, p. 1467; Cass. civile, sez. trib., sent. 3 settembre 2004, n. 17837, *Rivista italiana di diritto pubblico comunitario*, n. 1, 2005, p. 275; Cass. civile, sez. unite, sent. 23 dicembre 2005, n. 28507, *Foro italiano*, 2006, I, 1423; Corte d'appello di Roma, sez. lavoro, ord. 11 aprile 2002, *Giurisprudenza costituzionale*, 2002, p. 2221; Trib. di Pistoia, sez. lavoro, 23 marzo 2007, *Rivista giuridica del lavoro e della previdenza sociale*, f. 2, 2008, p. 481; Corte d'appello di Firenze, sez. lavoro, 9 giugno 2007, *Rivista giuridica del lavoro e della previdenza sociale*, f. 2, 2008, p. 479, ecc. 東史彦『イタリア憲法の基本権保障に対するEU法の影響』国際書院(2016年)177～180頁。

(22) Cass. civile, sez. unite, sent. 13 febbraio 1998, n. 1512, *Giustizia civile*, 1998, I, 1935. 本件の邦語の紹介として、東・前掲注(21)152～153頁。対して翌年、憲法裁判所は「EU法優越に対する憲法上の限界」の判断は自らが排他的に行うと反駁している(Corte cost., sent. 13-18 luglio 2007, n. 284, punto 3. del *Considerato in diritto*.)。

(23) Cass. penale, sez. IV, sent. 15 maggio 2006, n. 16542, punto 9.2. del *Considerato in diritto*. 本件の邦語の紹介として、江原「イタリア憲法」・前掲注(2)124頁、東・前掲注(21)264～266頁。

2 「周縁化」に対する憲法裁判所の抵抗（「集権化」）

このような基本権保障における自身の「周縁化」の状況に危機感を抱き始めた憲法裁判所は、改めてイタリアにおける基本権保障をめぐる自らの存在意義を模索し、主張するようになる。

(1) 双子判例による「集権化」

2007 年憲法裁判所 348 号判決および 349 号判決（以下「双子判例」）において憲法裁判所は、国内立法の適合解釈が不可能な欧州人権条約に関わる事件の管轄を「集権化」した。それによれば、通常裁判所は、国内立法を欧州人権条約に適合的に解釈せねばならず、適合解釈が不可能な場合、欧州人権条約と抵触する国内立法を自ら適用排除することはできず、立法権の行使による共同体法および国際的義務の遵守を規定する憲法 117 条 1 項違憲の問題を憲法裁判所に移送しなければならない。憲法裁判所は、欧州人権条約が憲法に抵触しない限りにおいて、憲法 117 条 1 項の合憲性審査基準を補完する規定としての欧州人権条約に抵触する国内立法を違憲無効化する⁽²⁴⁾。

(2) 双子判例への通常裁判所の反応と EU 基本権憲章への法的拘束力付与

双子判例以降、破毀院は双子判例にしたがったが⁽²⁵⁾、一部の通常裁判所には、いまだに欧州人権条約と抵触する国内法を適用排除し⁽²⁶⁾、双子判例以前の破毀院判例のほうが基本権をより実効的に保障すると評価するものもあった⁽²⁷⁾。

(24) Corte cost., sent. 24 ottobre 2007, n. 348, punti 4.3- 4.7. del *Considerato in diritto*; Corte cost., sent. 24 ottobre 2007, n. 349, punto 6.2. del *Considerato in diritto*. 本件の邦語の紹介として、江原「イタリア憲法」・前掲注(2) 119～122 頁、東・前掲注(21) 181～195 頁。

(25) Cass. civile, sez. I, sent. 6 maggio 2009, n. 10415, *Rivista di diritto internazionale*, 2009, p. 1194. 東・前掲注(21) 197 頁。

(26) TAR Trentino-Alto Adige, sede di Trento, sent. 17 luglio 2008, n. 171; Martinico, G., “Is the European Convention Going to be ‘Supreme’? A Comparative-Constitutional Overview of ECHR and EU Law before National Courts”, *EJIL*, Vol. 23, n. 2, 2012, p. 423. 東・前掲注(21) 170 頁。

(27) Trib. di Ravenna, sent. 16 gennaio 2008, *Rivista giuridica del lavoro e della previdenza sociale*,

さらに 2009 年のリスボン条約の発効を契機に、国务院を筆頭に、行政裁判所系統に欧州人権条約の基本権を EU 法と同様に扱うものが現れた⁽²⁸⁾。その理由は、EU 条約 6 条 1 項により EU 基本条約と同等の法的価値が基本権憲章に与えられたことによって、憲章の基本権と対応する欧州人権条約の基本権も「EU 基本条約化」されたというものである。つまり、2007 年の双子判例により憲法裁判所が自らに「集権化」したはずの欧州人権条約の事案が、直接効を有する EU 法の事案と同様に、通常裁判所が抵触国内立法を適用排除し欧州人権条約を直接適用することで、憲法裁判所を介さずに解決されることになってしまう。

(3) 憲法裁判所 2011 年 80 号判決と EU 裁判所 Kamberaj 事件判決

そこで憲法裁判所は、2011 年 80 号判決により、欧州人権条約の完全な「EU 基本条約化」を否定した。まず、欧州人権条約が援用される事案には、EU 法の事案である場合と、EU 法の射程外（以下「純粹国内状況」）の事案である場合とがある。EU 法の事案の場合、EU 法とイタリア法の間を規律する Granital 判例にしたがい、通常裁判所は、「EU 法優越に対する憲法上の限界」に反しない限り、EU 基本権憲章の規定に対応する欧州人権条約の基本権、および「EU 法の一般原則」としての欧州人権条約の基本権のうち、直接効を有するものに抵触する国内立法を、憲法裁判所を経ずに自ら抵触排除する。他方で、「純粹国内状況」の場合、Granital 判例ではなく双子判例にしたがい、通常裁判所は欧州人権条約の基本権に抵触する国内立法を自ら適用排除できず、憲法裁判所に移送し、憲法裁判所が、憲法に抵触しない限りにおいて、抵触国内立法の違憲審査を行う⁽²⁹⁾。その結果、同じ欧州人権条約上の権利であっても、その憲法上の位置づけおよびその保障の役割を担う裁判所が、EU 法の事案と「純粹国内状況」の事案とで異なりうる点が、問題として指摘されていた⁽³⁰⁾。また、この時点では、憲法と憲章の間

f. 2, 2008, p. 480. 東・前掲注 (21) 198 頁。

(28) Consiglio di Stato, decisione 2 marzo 2010, n. 1220; TAR Lazio, sent. 18 maggio 2010, n. 11984; Consiglio di Stato, decisione 29 settembre 2010, n. 7200. 東・前掲注 (21) 180 頁。

(29) Corte cost., sent. 11 marzo 2011, n. 80, punti 5.1.- 5.5. del *Considerato in diritto*.

に重複が生じる可能性は否定されていた⁽³¹⁾。

他方で、EU 裁判所は 2012 年 EU 裁判所 Kamberaj 事件判決で、「EU 条約 6 条 3 項は欧州人権条約と加盟国の法制度との関係を規律するものではなく、また欧州人権条約によって保障された権利と国内法の規定との間に抵触がある場合に国内裁判所が導き出すべき結果についても規定していない」ため、「EU 条約 6 条 3 項が欧州人権条約に言及していることによって、国内法の規定と欧州人権条約の規定が抵触する場合に、国内裁判所が条約の規定を直接適用し、条約と両立しない国内法の規定を削除することが要求されるものではない」と判示し⁽³²⁾、イタリア憲法裁判所の 2011 年 80 号判決を是認した。

このように、2011 年 80 号判決で憲法裁判所は、欧州人権条約に関わる「純粋国内状況」の事案における自らの集権的な違憲審査の管轄を維持した。とはいえ、2015 年に欧州人権裁判所が、私人による直接提訴制度が無いイタリア憲法裁判所への移送は、人権裁判所提訴の前提たる「国内救済」に該当しないと判断したことから⁽³³⁾、重要な基本権問題が、通常裁判所の判断によっては、憲法裁判所に移送されずに終わる構造的可能性があった⁽³⁴⁾。

(4) 憲法裁判所による通常・欧州・国際裁判所との関係の再考の試み

憲法裁判所はまた、基本権保障における自身の「周縁化」の流れの中で、

(30) Strozzi, G., “Il sistema integrato di tutela dei diritti fondamentali dopo Lisbona: attualità e prospettive”, *Diritto dell’Unione europea*, n. 4, 2011, p. 848, ecc. 東・前掲注 (21) 207～210 頁。

(31) Lo Calzo, A., “Il giudizio di costituzionalità tra accentramento e preminenza dei valori (Recensione a D. Tega)”, *Osservatorio costituzionale*, f. 3, 2021, p. 316.

(32) Case C-571/10 *Kamberaj*, ECLI:EU:C:2012:233, paras. 62-63. 本件を考察する邦語文献として、大藤紀子「長期間滞在する第三国国民への生存権の平等な保障」『貿易と関税』60 巻 12 号 (2012 年) 69～75 頁。

(33) Corte EDU, Grande Camera, sent. 27 agosto 2015, n. 46470/11, *Parrillo c. Italia*, § 101; Siccardi, C., “I ricorsi ‘in via diretta’ alla Corte EDU riguardanti una legge o un’ommissione legislativa: una potenziale alternativa al giudizio in via incidentale?”, in *Il sistema “accentrato”*, *op. cit.* at 5, p. 214.

(34) 伊藤・前掲注 (3) 177 頁。

それに抗うかのように、通常裁判所、EU裁判所・欧州人権裁判所、および国際裁判所 (ICJ) との関係の再考を模索する。

ア 憲法裁判所による EU 裁判所への先決問題移送手続の利用開始

第一に、EU 裁判所との関係では、憲法裁判所が直接、問題移送手続を利用するようになった。

従来、憲法裁判所は、EU 機能条約 267 条規定の先決問題移送手続の利用義務を負う国内裁判所に自身は該当しないため、先決問題移送手続の利用ができないとしていた⁽³⁵⁾。これには、意見の相違が生じた場合に逃げ道がなくなりかねない EU 裁判所との直接の対話を行う代わりに、通常裁判所を介した EU 裁判所との間接的な対話を行うという憲法裁判所の戦略的な判断があったと考えられている⁽³⁶⁾。

しかし、通常裁判所が EU 裁判所 (および欧州人権裁判所) との関係を深め、憲法裁判所が「周縁化」されていく状況の中、憲法裁判所は、まず抽象的違憲審査に際して 2008 年 103 号決定により⁽³⁷⁾、次に付随的違憲審査に際して 2013 年 207 号決定により⁽³⁸⁾、EU 裁判所の先決問題移送手続を利用し、EU 裁判所との直接の対話を行えるよう、従前の立場を変更した。この頃から憲法裁判所は「EU の裁判所」となる意欲を示し始めていた⁽³⁹⁾。

イ 憲法裁判所による国際裁判所の判決の否定

第二に、憲法裁判所は、基本権保障に関わる国際裁判所の判決との関係で、独自の判断を示した。

(35) 憲法裁判所は、1991 年 168 号判決では先決問題移送手続を利用する権限を有するとしただが、1995 年 536 号決定では利用できないとし、自らは通常司法機関でも特別司法機関でもないという理由で、その後その立場を維持した (1996 年 319 号決定、1998 年 108 号決定および 109 号決定) (東・前掲注 (21) 144~145 頁)。

(36) Barsotti *et. al.*, *op. cit.* at 12, pp. 219-220.

(37) Corte cost., ord. 13 febbraio 2008, n. 103. 須網・前掲注 (2)、東・前掲注 (21) 146~147 頁。

(38) Corte cost., ord. 3 luglio 2013, n. 207. 東・前掲注 (21) 147~149 頁。

(39) Manzoni, G., “La necessità e la virtù – ovvero, la Corte costituzionale nel circuito interpretativo del diritto europeo”, in *Granital Revisited?*, *op. cit.* at 5, p. 127.

まず、欧州人権裁判所との関係で憲法裁判所は、2012 年 264 号判決で、欧州人権裁判所の判決が憲法に反するとして憲法 117 条 1 項の違憲審査の基準として採用せず、欧州人権裁判所の判断を初めて否定した⁽⁴⁰⁾。憲法裁判所は、「個別の権利に言及しつつ、様々な価値を部分的な方法で保障しようとする」欧州人権裁判所の考察とは異なり、自らは「総合的な評価、衡量」を行うという表現によって、欧州人権裁判所とは異なる自身の存在意義を強調した⁽⁴¹⁾。

また、国際司法裁判所との関係で憲法裁判所は、2014 年 238 号判決で、慣習国際法として戦争犯罪・人道に対する罪による損害賠償請求の国内裁判権を否定する国際司法裁判所の解釈は憲法の至高の諸原則に反するため、慣習国際法の遵守を規定する憲法 10 条 1 項によって国内法秩序に組入れられないと判示した⁽⁴²⁾。

このように憲法裁判所は、国際裁判所とは異なる基本権保障の番人としての独自の存在意義を強調した。

ウ 通常裁判所による移送に対する憲法裁判所の姿勢の軟化

第三に、国内の通常裁判所との関係で憲法裁判所は、2015 年 221 号判決により、通常裁判所が法律の憲法適合解釈不可能と判断し憲法裁判所に移送したが、可能であった場合でも移送は不適法却下とならないと判例を変更し⁽⁴³⁾、自らの管轄の拡大を試みた。

エ EU 法上の基本権に関する EU 裁判所との直接対話

(40) Servizi studi della Corte costituzionale, *Giurisprudenza costituzionale dell'anno 2012*, Palazzo della Consulta, 2013, p. 353.

(41) Corte cost., sent. 28 novembre 2012, n. 264, punto 5.4. del *Considerato in diritto*. 本件の邦語の紹介として、東・前掲注 (21) 211~212 頁、江原・前掲注 (9) 73~77 頁。

(42) Corte cost., sent. 22 ottobre 2014, n. 238, punti 3.4.-3.5. e 4.1. del *Considerato in diritto*. 本件の邦語の考察として、東・前掲注 (21) 57~59 頁、江原「イタリアにおける慣習国際法規範の遵守義務と合憲性審査」・前掲注 (9)、水島朋則「欧州における「過去の克服」の現在—独伊戦後賠償に関わる国際司法裁判所判決の履行を違憲とするイタリア憲法裁判所判決を素材として」『法律時報』87 卷 10 号 (2015 年) 28~33 頁。

(43) Corte cost., sent. 21 ottobre 2015, n. 221; Romboli, *op. cit.* at 6, 2227.

第四に、憲法裁判所は、2014年から2018年にかけて、EU法上の基本権に関し、EU裁判所との直接対話を行った（Taricco事件）⁽⁴⁴⁾。本件では、Granital判例に則り、通常裁判所がEU法と国内法の抵触について先ずEU裁判所に先決問題を移送し、先決判決を得た（Taricco I）。通常裁判所はTaricco Iが³による「EU法優越に対する憲法上の限界」との抵触の問題を憲法裁判所に移送し、さらに憲法裁判所はEU裁判所に先決問題を移送し、Taricco Iが「EU法優越に対する憲法上の限界」に抵触する可能性を指摘した。EU裁判所は憲法裁判所による指摘を尊重する形で解釈を改めた（Taricco II）。本件は、基本権をめぐる憲法裁判所によるEU裁判所との直接対話の成功事例として評価されている⁽⁴⁵⁾。

(5) Barbera 報告

このような状況の中、2017年10月26日から28日にセビアでイタリア、フランス、スペイン、ポルトガルの憲法裁判所および憲法院判事による研究集会にて公表された、イタリア憲法裁判所のBarbera長官の報告は注目値する。Barberaは、①いかに憲法裁判所の周縁化（emarginazione）を避けつつEU基本権憲章を強化するか、②「氾濫」効果（effetto «trobocamento»）をもたらす憲章との関係でいかにGranital判例の基準を修正するか、③いかにEU裁判所と通常裁判所の関係による憲法裁判所の迂回を防ぐかという問題を提起した⁽⁴⁶⁾。

(44) Trib. di Cuneo, ord. 17 gennaio 2014; Case C-105/14 *Taricco and Others*, ECLI:EU:C:2015:555 (Taricco I); Corte d'appello di Milano, sez. II penale, ord. 18 settembre 2015, n. 339; Cass. penale, sez. III, ord. 8 luglio 2016, n. 212; Corte cost., ord. 26 gennaio 2017, n. 24; Case C-42/17 *M.A.S. and M.B.*, ECLI:EU:C:2017:936 (Taricco II); Corte cost., sent. 31 maggio 2018, n. 115. 本件の邦語の考察として、江原「EUの財政的利益に対する侵害とイタリア憲法の基本原則としての罪刑法定主義」・前掲注(2) 103～117頁、小野・前掲注(2) 18～35頁。

(45) Curzio, P., “L’identità nazionale degli Stati membri e il primato del diritto dell’Unione europea”, in *Giornata di studio, op. cit.* at 5, p. 62; Ruggeri, A., “La consulta e il tiro alla fune con gli altri giudici”, in *Il sistema “accentrato”, op. cit.* at 5, p. 267. Albanesiによれば、憲法裁判所はEU裁判所との試合に勝利した（Albanesi, *op. cit.* at 9, p. 426）。

(46) Barbera, A., “La Carta dei diritti: per un dialogo fra la Corte italiana e la Corte di Giustizia”, *Rivista AIC*, n. 4, 2017.

三 憲法裁判所による「再集権化」

このように、1984 年 Granital 判例以来、とくに欧州レベルの基本権保障の進展と、EU 法の優越や直接効の理論の浸透に伴い、通常裁判所が憲法裁判所を迂回して基本権保障の役割を担おうとする事案が拡大され、その結果、基本権保障における憲法裁判所の役割が通常裁判所との関係で「周縁化」していた。そして憲法裁判所はその自らの「周縁化」に対抗する「集権化」の試みを幾度か行っていたが、さらに「再集権化」判例により従前の Granital 判例を修正し、EU 基本権憲章に関わる事案の管轄を自らの権限に集中させる「再集権化」を行った。

1 2017 年 269 号判決（「再集権化」判例）⁽⁴⁷⁾

(1) 「再集権化」判例の本案

本件では、競争・市場保護局（以下「AGCM」）の運営にかかる費用を 5,000 万ユーロを超える総収入を得た資本会社のみへの課税（上限額あり）により賄い、かつ、上限額の範囲内および一定の課税率上限のもとに AGCM が課税率・基準を変更できるとする国内立法⁽⁴⁸⁾（以下「本件国内規定」）が、憲法⁽⁴⁹⁾および（直接効を有する）EU 法⁽⁵⁰⁾に違反するとの理由で、私人当事者らが支払った税の還付請求を行ったが、AGCM に拒否され、ローマ県税務委員会に異議申立を行った。

私人当事者 X は、主に本件国内規定が EU 法に抵触するとしてその適用

(47) Corte cost., sent. n. 269 del 2017. 同判決の紹介および「再集権化」の訳語について、伊藤・前掲注 (3) 177 頁。

(48) 1990 年 10 月 10 日法律 287 号（競争および市場の保護のための規定）10 条 7 項の 3・4。

(49) 憲法 3 条〔法の下での平等、実質的平等を実現する責務〕および 53 条〔担税能力および税の累進性の原則〕（以上、ローマ県税務委員会決定 2016 年 5 月 2 日 208 号）ならびに 23 条〔法律によらない労務提供・財産供出の賦課の禁止〕（以上、ローマ県税務委員会決定 2016 年 10 月 25 日 51 号）。

(50) 開業の自由（EU 機能条約 49 条）およびサービス提供の自由（EU 機能条約 56 条）

排除を求めたが、ローマ県税務委員会は、本件国内規定の憲法との適合性を優先的に精査することが「複合的な (complessivo) 法制度により即している」⁽⁵¹⁾とし、問題の検討の順番を逆にし(すなわちEU法規定との抵触を検討せず、憲法との適合性の問題を優先し)、憲法裁判所に移送した⁽⁵²⁾。

また、私人当事者Yからの同様の異議申立において、本件国内規定がEU法規定に抵触するとの主張を受け、ローマ県税務委員会は、本件国内規定とEU法との適合性の検討を行なった上で、EU法との抵触については否定したが、合憲性の問題については関連性があり、明らかに根拠がないわけではないと判断し、憲法裁判所に移送した⁽⁵³⁾。

本件について、憲法裁判所は次のように判示した。

直接効を有しないEU法と国内立法の抵触の場合、通常裁判所は適宜、EU裁判所への先決問題移送手続を通じて抵触を確認し、抵触を解釈によって解決できないときは、憲法裁判所に移送し、憲法裁判所が判断を行う。しかし、本件は憲法および直接効を有するEU法規定と国内立法との抵触に関するものである。この場合、通常裁判所は、EU法との抵触については適宜、EU裁判所の先決判決を経て、抵触が解決されないときは、直接効を有するEU法と抵触する国内立法の適用排除を求められる⁽⁵⁴⁾。しかし、ローマ県税務委員会決定2016年5月2日208号については、ローマ県税務委員会が本件国内規定と直接効を有するEU基本条約規定との抵触の問題の検討を尽くしていないため、不適法である⁽⁵⁵⁾。他方で、ローマ県税務委員会決定2016年10月25日51号については、税務委員会がEU法との抵触はないと考察しており、憲法裁判所への移送は適法である⁽⁵⁶⁾。

憲法裁判所は、合憲性の問題については、憲法上の基本権の侵害はないと判断した⁽⁵⁷⁾。

(51) Corte cost., sent. n. 269 del 2017, punto 1.1. del *Ritenuto in fatto*.

(52) ローマ県税務委員会決定2016年5月2日208号。

(53) ローマ県税務委員会決定2016年10月25日51号。

(54) Corte cost., sent. 269 del 2017, punto 5.1. del *Considerato in diritto*.

(55) *Ibid.*, punti 5. e 5.3. del *Considerato in diritto*.

(56) *Ibid.*, punto 5.4. del *Considerato in diritto*.

(57) *Ibid.*, punti 10. (3条および53条) e 11. (23条) del *Considerato in diritto*.

(2) 「再集権化」判例の傍論

また、憲法裁判所は、本件の傍論 (*obiter dicta*) として⁽⁵⁸⁾、憲法および EU 法分野における EU 基本権憲章との関係で法律の適法性が疑われる場合、合憲性の質問が提起されねばならない、と述べた。

その理由として、憲法裁判所は次の諸点を挙げた。

リスボン条約の発効に伴い EU 基本権憲章が基本条約と同等とされ (EU 条約 6 条 1 項) 法的拘束力が付与されるという変化から明確化が必要となったこと、憲章は憲法に特有の内容を備えているためイタリア憲法と交錯し、同時に両者の違反がありうるようになったこと (Taricco II を参照)、法律の合憲性の集権的な審査を規定する憲法 134 条により、憲法裁判所による一般対世的な関与 (*intervento erga omnes*) が要請されること、EU 条約 6 条および憲章 52 条 4 項規定の加盟国の憲法的伝統と憲章との調和的な解釈を確実にするためにも、憲法裁判所が国内および欧州の基準 (憲法 11 条および 117 条 1 項) に照らして判断を行うこと、伝統の長い他の国内憲法裁判所も類似の傾向にあること (オーストリア憲法裁判所 2012 年 3 月 14 日判決 U 466/11-18; U 1836/11-13 を参照⁽⁵⁹⁾)、憲章 53 条のとおり基本権が最大限に保護されるよう EU 裁判所との対話を利用するよう要請されること、二重先決問題の事案における国内憲法審査の優先は EU 裁判所によって否定されていないことである。

ただし、憲法裁判所は、憲章に関する憲法裁判所の集権的な判断を行う際にも、これまで EU および憲法判例にて確立している EU 法の優越および直接効の原則は不変であること、様々な保障システム間の建設的・誠実な協力

(58) *Ibid.*, punto 5.2. del *Considerato in diritto*.

(59) 同判決でオーストリア憲法裁判所は、オーストリア法の自律的な分野で憲法上保障される権利と同じ機能を憲章が EU 法の適用範囲において有していることや、憲章と欧州人権条約の文言がほぼ同一であり保障分野がおおむね重複していることから、自身が憲章の権利にもとづき判断する権限を有しないとすれば、オーストリア憲法に規定された集権的な憲法司法の理念に反するであろうと述べている (VfGH 466/11-18; U 1836/11-13 (英語版), 5.5 of *Considerations*)。オーストリア憲法における憲章の位置づけについて、山田哲史「憲法規範として国際人権法を取り込むということ—オーストリアの場合」『政策実現過程のグローバル化』弘文堂 (2019 年) 248～273 頁。

の枠組みにおいて行われること、憲法保障に対し憲章は司法救済の競合を生じさせうるが、EU 機能条約 267 条の先決問題移送手続の利用には影響を与えないこと、具体的には、①通常裁判所は手続のどの段階でも EU 裁判所に先決問題を移送でき、② EU 法により付与される権利の暫定的な保障に必要な措置をとることができ、③憲法裁判所が合憲と判断した国内立法でも、「他の点で」EU 法に反すると考えられる場合には、合憲性の付随的な審査の終わりに、適用排除できることを述べた⁽⁶⁰⁾。

(3) 「再集権化」判例による Granital 判例の変更点

Granital 判例は、憲法裁判所の管轄を分ける基準を EU 法規定の直接効の有無としていた。つまり、国内法による抵触が疑われる EU 法規定に直接効がある場合、通常裁判所は、抵触に関し適宜 EU 裁判所への先決問題移送手続を利用したのち、抵触が解釈で解決されなければ、自ら抵触国内立法を適用排除する。他方、EU 法規定に直接効がない場合、通常裁判所は、抵触に関し適宜 EU 裁判所への先決問題移送手続を利用したのち、憲法裁判所に抵触国内立法の違憲の問題を移送し、憲法裁判所が判断を行う。また、EU 法の「EU 法優越に対する憲法上の限界」との抵触が疑われる場合、抵触に関し EU 裁判所への先決問題移送手続を利用したのち、抵触が解決されなければ、憲法裁判所に移送し、憲法裁判所が判断を行う。

このように、Granital 判例によれば、国内法と直接効を有する EU 法規定の抵触の問題は、憲法裁判所ではなく通常裁判所の管轄に委ねられ、また EU 裁判所への先決問題移送手続が優先されていた。

しかし「再集権化」判例では、国内法による抵触が疑われる EU 法規定が基本権憲章である場合、通常裁判所は、まず EU 裁判所ではなく憲法裁判所に合憲性の問題を移送し、憲法裁判所が憲法および憲章に照らして違憲審査を行うこととされた。

(60) 傍論は、2010 年 Melki & Abdeli 事件判決でフランス憲法院への優先的な移送が EU 法上許容される要件として EU 裁判所が示した①および②をそのまま引用したが、③には「他の点で」という表現を加えた (Joined Cases C-188/10 and C-189/10 *Melki & Abdeli*, ECLI:EU:C:2010:363, paras. 52-53)。

(4) 「再集権化」判例の問題点

「再集権化」判例では、「再集権化」は EU 法の優越および直接効の原則にも、EU 裁判所への先決問題移送手続の利用にも影響を及ぼさないと説明されたが、十分な説明がなく、判旨の射程が不明確であったため、直ちに学説から少なからぬ問題点が指摘された。

ア 憲章の直接効の有無は憲法裁判所・通常裁判所の管轄の基準となるか

第一に、EU 基本権憲章の基本権が問題である場合には憲法裁判所への移送が優先されるという「再集権化」判例の説明によって、通常裁判官は直接効を有する EU 法規定と抵触する国内立法を自ら適用排除できるという従前の *Granital* 判例が、直接効を有する憲章規定と抵触する国内立法の場合に引き続き妥当し、よって通常裁判官は自ら抵触国内立法を適用排除できるのか、それとも憲法裁判所に移送しなければならなくなったのが不明確となった⁽⁶¹⁾。この点に関して「再集権化」判例は「これまで EU および憲法判例にて確立している EU 法の優越および直接効の原則は不変である」⁽⁶²⁾としか述べていなかった。

イ 憲法裁判所への移送の優先の意味

第二に、「二重先決問題」の場合、「再集権化」判例以前は EU 裁判所への先決問題移送手続が優先されていたが、「再集権化」判例は、基本権が問題となっている場合には憲法裁判所への移送が優先されると説明する一方で、通常裁判所による EU 裁判所への先決問題移送手続の利用は影響を受けず、通常裁判所は手続のどの段階でも EU 裁判所に先決問題を移送できる、とも説明したため、憲法裁判所への移送がどのように優先されるのが不明確だった。そのため、「再集権化」判例により憲法裁判所への優先的な移送が義務付けられたと解され⁽⁶³⁾、通常裁判所による抵触国内法の適用排除は、憲

(61) Mori, P., “La Corte costituzionale e la Carta dei diritti fondamentali dell’UE: dalla sentenza 269/2017 all’ordinanza 117/2019. Un rapporto in mutazione?”, *Annali AISDUE, op. cit.* at 5, p. 293.

(62) Corte cost., sent. n. 269 del 2017, punto 5.2. del *Considerato in diritto*.

法裁判所による合憲性の判断の後にのみ認められているように捉えられたり⁽⁶⁴⁾、また傍論がEU裁判所の Melki & Abdeli 事件判決の文言を修正して引用した結果、憲法裁判所が合憲と判断した国内立法を通常裁判所が適用排除できないことになるとすれば、同EU裁判所判決と整合しないのではないかという懸念が示された⁽⁶⁵⁾。

ウ 憲法裁判所によるEU裁判所への先決問題移送手続の利用の如何

第三に、「再集権化」判例の傍論は、EU機能条約267条の先決問題移送手続の利用には影響がないと説明したが、主に通常裁判所による先決問題移送手続の利用についての説明であったため、憲法裁判所が通常裁判所からの問題の移送を優先的に受け、EU裁判所より先にEU基本権憲章と国内立法の抵触の問題について見解を示す際に、憲法裁判所自身が憲章に関してEU裁判所に先決問題を移送するのかが不明確であった。もし憲法裁判所がEU裁判所に先決問題を移送せず独自に判断を行うとすれば、EU法(憲章)の自律性・優越が損なわれ、結果としてEU条約19条がEU裁判所および国内裁判官に留保する役割を損なう恐れがあるのではないかとの懸念を呼んだ⁽⁶⁶⁾。

2 「再集権化」の「明確化」判例

そこで通常裁判所は、こうした諸点に関し、「再集権化」判例以降の事例(憲法裁判所2019年20号判決⁽⁶⁷⁾(以下「2019年20号判決」)、69号判決⁽⁶⁸⁾

(63) Leone, S., “In che direzione va la nuova giurisprudenza costituzionale sui casi di violazione di diritto fondamentale a doppia tutela?”, in *Granital Revisited?*, *op. cit.* at 5, p. 114.

(64) Guastaferrò, B., “Il cammino euro-unitario della Corte costituzionale nel seguito giurisprudenziale della sentenza n. 269 del 2017”, in *Granital Revisited?*, *op. cit.* at 5, pp. 90-91.

(65) Romboli, *op. cit.* at 6, 2232-2233. 同EU裁判所判決を考察する邦語の文献として、須網隆夫「国内裁判所によるEU法の違憲審査と先決裁定手続」『貿易と関税』60巻1号(2012年)91~82頁、中西優美子「QPC手続をめぐるフランス破棄院とEU司法裁判所間の対話」『自治研究』97巻1号(2021年)91~103頁。

(66) Mori, *op. cit.* at 61, p. 285.

(67) Corte cost., sent. 21 febbraio 2019, n. 20. 本件ではラツィオ州行政裁判所が、上級行政官の収入データの公開を規定する国内立法の憲法3条等、憲章7条、同8条等、欧州人権

(以下「2019年69号判決」)、117号決定⁽⁶⁹⁾(以下「2019年117号決定」)(以下「『明確化』判例」⁽⁷⁰⁾)を通じて、憲法裁判所に明確化を求めた。そしてそれに対応して憲法裁判所は「再集権化」の射程を限定していく。

(1) 憲章の直接効の有無は憲法裁判所・通常裁判所の管轄の基準となるか

通常裁判官が直接効を有する EU 基本権憲章の規定と抵触する国内立法を自ら適用排除できるかという点について、憲法裁判所は、2019年20号判決では「EU法の優越と直接効の原則が損なわれることはない」と述べた「再集権化」判例を想起するのみであった⁽⁷¹⁾。しかし憲法裁判所は、2019年63号判決で、「要件が満たされるならば、通常裁判所が、自らに係属している具体的な事案において憲章の基本権に反する国内立法を適用排除する権限(potere)は損なわれない」⁽⁷²⁾と説明した。さらに、2019年117号決定では、

条約8条等およびEU個人データ保護指令および規則との適合性の問題を憲法裁判所に移送した(TAR Lazio, ord. 19 settembre 2017, n. 167)。憲法裁判所は、本件国内立法は一部行政官を無差別に対象としている点で憲法3条に違反すると判断した。

(68) Corte cost., sent. 21 marzo 2019, n. 63. 本件ではミラノ控訴院が、インサイダー取引規制に関するEU指令2013/36の実施国内立法がより有利な立法の遡及効を除外していた点で、憲法3条、欧州人権条約7条等(および憲章49条1項にも言及)に違反するかという問題を、憲法裁判所に移送した(Corte d'appello di Milano, sez. I civile, ord. 19 marzo 2017, n. 87)。憲法裁判所は、本件国内立法による憲法3条および117条1項の違反を認定した。

(69) 本件では破毀院が、特権情報の濫用に対する証券取引委員会(CONSOB)による行政上の制裁に関するEU指令2003/6および規則596/2014の実施国内立法の合憲性の問題を憲法裁判所に移送した(Cass. civile, Sez. II, ord. 16 febbraio 2018, n. 3831)。憲法裁判所は、一方で、本件国内立法の没収規定は強力かつ比例性を欠く制裁であり、憲法3条、同42条、(欧州人権条約追加議定書1条との関係で)憲法117条1項、ならびに(憲章17条および49条3項との関係で)憲法11条および117条1項に違反し、違憲と判断した(Corte cost., sent. 10 maggio 2019, n. 112)。他方で、残りの問題についてはEU裁判所に先決問題として移送した(Corte cost., ord. 10 maggio 2019, n. 117)。

(70) 「明確化」という文言は「再集権化」判例内でも用いられたため、「再集権化」を「明確化」(precisazione)(単数形)と形容することもあるが、本稿では「再集権化」判例の射程を限定(明確化)した3つの判例を「『明確化』判例」(precisazioni)(複数形)と呼ぶこととする(Massa, M., “Dopo la «precisazione». Sviluppi di Corte cost. n. 269/2017”, in *Scritti Ruggeri, op. cit.* at 5, Vol. III, pp. 2705-2721)。

(71) Corte cost., sent. n. 20 del 2019, punto 2.1. del *Considerato in diritto*.

(72) Corte cost., sent. n. 63 del 2019, punto 4.3. del *Considerato in diritto*.

「要件が満たされるならば、通常裁判所が、自らに係属している具体的な事案において憲章の基本権に反する国内立法を適用排除する義務 (dovere) は損なわれない」⁽⁷³⁾と説明した。

よって、憲章規定の直接効の有無は憲法裁判所・通常裁判所の管轄の基準になりうる⁽⁷⁴⁾。

(2) 憲法裁判所への移送の優先の意味

憲法裁判所への移送の優先について憲法裁判所は、2019 年 20 号判決で、事案の内容を「再集権化」判例に照らせば憲法裁判所の「第一声」(la “prima parola”) が憲法上の重要性から十二分に正当化されることと、優先的な憲法審査によっても「通常裁判所が〔憲法裁判所に移送されたもの〕と同じ論点について必要と考えるいかなる先決問題をも EU 裁判所に移送できることに変わりはない」こと、およびそれによって「司法救済の競合が生じ、基本権保障の手段が充実し、定義上、保障のいかなる排除も否定される」ことを説明した⁽⁷⁵⁾。2019 年 63 号判決では、憲法裁判所による「付随的な違憲審査の後でも、通常裁判所が EU 裁判所に先決問題を移送する権限は損なわれない」と説明した⁽⁷⁶⁾。

このような「明確化」により、EU 裁判所ではなく憲法裁判所への移送の優先は、通常裁判所の義務ではなく、任意であることが明らかとなった⁽⁷⁷⁾。

(73) Corte cost., sent. n. 117 del 2019, punto 2. del *Considerato in diritto*.

(74) ただし、その後の判例では、EU 基本権憲章の権利に直接効がある可能性がある場合も、それと国内法規定との抵触による合憲性の問題が認められないわけではなく、そのような問題が提起されれば、憲法裁判所は審査を行うこと (Corte cost., sent. 16 giugno 2022, n. 149, punto 2.2.2. del *Considerato in diritto*)、憲法裁判所による集権的な違憲審査は通常裁判所による EU 法の分権的な実施にとって代わるものではなく、それに追加的なものであると述べられている (Corte cost., sent. 11 marzo 2022, n. 67, punto 11. del *Considerato in diritto*)。

(75) Corte cost., sent. n. 20 del 2019, punto 2.3. del *Considerato in diritto*.

(76) Corte cost., sent. n. 63 del 2019, punto 4.3. del *Considerato in diritto*.

(77) Repetto, G., “Di assestamenti e poste in palio. Ancora sul concorso di rimedi giurisdizionali in materia di diritti fondamentali tra Costituzione e diritto dell’UE”, *Giurisprudenza costituzionale*, f. 1, 2019, p. 257.

また通常裁判所は、憲法裁判所への移送の前でも後でも、同時にでも、憲法裁判所がすでに合憲と判断したものと同一論点についても、制限なく EU 裁判所に先決問題を移送できる⁽⁷⁸⁾。

(3) 憲法裁判所による EU 裁判所への先決問題移送手続の利用の如何

この点に関し憲法裁判所は、2019 年 63 号判決で、通常裁判所により優先的に憲法裁判所に移送された合憲性の問題が「EU 基本権憲章にも関わる憲法上の問題を提起している場合、憲法裁判所は、必要なら EU 裁判所の先決判決を得た後、問題の規定の違憲性を宣言し、それにより当該規定を一般対世的に排除することを含め、当該問題に回答を与えることを妨げられない」⁽⁷⁹⁾と説明したが、EU 裁判所への先決問題の移送を実際には行わず、自ら当該規定の違憲性を判断した。

その後憲法裁判所は、通常裁判所からの優先的な移送を受け、2019 年 117 号決定によって自ら EU 裁判所に先決問題を移送し、憲法裁判所が憲章と国内立法の抵触の問題について見解を示す際に、憲章に関して EU 裁判所に先決問題移送を実際に行うことを示した。その際、憲法裁判所は以下の諸点を説明した⁽⁸⁰⁾。

まず、憲法裁判所は EU 機能条約 267 条規定の「国内裁判所」であり、憲章に関し必要ならばいつでも EU 裁判所へ先決問題を移送し、違憲審査の結果、国内立法を違憲と宣言し、国内法秩序から排除する。このことは、憲法裁判所の判断の後であっても、「通常裁判所が同じ論点について必要と考えるいかなる先決問題をも EU 裁判所に移送できる」権限⁽⁸¹⁾、および通常裁判所が直接効の要件を満たす憲章の基本権に反する国内立法を適用排除する義務 (dovere)⁽⁸²⁾を損なわない。

(78) Scaccia, G., “Corte costituzionale e doppia pregiudizialità: dalla Carta dei diritti all’accentramento del controllo sul diritto dell’Unione *self-executing*?”, in *Granital Revisited?*, *op. cit.* at 5, p. 211.

(79) Corte cost., sent. n. 63 del 2019, punto 4.3. del *Considerato in diritto*.

(80) Corte cost., ord. n. 117 del 2019, punto 2. del *Considerato in diritto*.

(81) Corte cost., sent. n. 20 del 2019, punto 2.3. del *Considerato in diritto*.

(82) Corte cost., sent. n. 63 del 2019, punto 4.3. del *Considerato in diritto* では、「権限」(potere)

(4) 憲法裁判所と EU 裁判所の対話

2019年117号決定によって憲法裁判所がEU裁判所に移送したのは、監督当局への協力義務を規定するEU派生法(指令2003/6および規則596/2014)の実施国内立法が、証券取引委員会(CONSOB)の審問に期限内に応じないこと(自己負罪拒否特権の行使)を罰則の対象とする点について、憲法24条2項、同111条2項、欧州人権条約6条、自由権規約14条、EU基本権憲章47条、同48条、および加盟国に共通の憲法的伝統との関係で、同EU派生法が自己負罪拒否特権を行使した者に制裁を科さないことを加盟国に許容しているか、という先決問題であった。先決問題移送にあたり憲法裁判所は、憲法24条および欧州人権条約6条判例が自己負罪拒否特権の保障に肯定的であること⁽⁸³⁾、自己負罪拒否特権はイタリア憲法のアイデンティティを特徴づける不可侵の人権に属すること⁽⁸⁴⁾等を述べ、また、基本権の共通水準の定義における国内・欧州裁判所間の誠実な協力の精神を強調した⁽⁸⁵⁾。

2021年2月2日、EU裁判所は、2019年117号憲法裁判所決定により移送された先決問題に回答した。すなわち、〔憲法裁判所が指摘した憲法24条および〕欧州人権条約の基本権(自己負罪拒否特権)は、EU条約6条3項にもとづきEU法の一般原則を構成し、対応する憲章の権利(47条および48条)は憲章52条3項および憲章説明文書により、保護の最低基準として考慮されなければならない⁽⁸⁶⁾、EU派生法は特に憲章に適合するよう解釈されねばならないため⁽⁸⁷⁾、本件EU派生法は自己負罪拒否特権を行使した者に制裁を科さないことを加盟国に許容している⁽⁸⁸⁾。

同EU裁判所の回答を受け、憲法裁判所は、2021年84号判決により、EU派生法を実施する国内立法の問題の部分につき、憲法24条ならびに11条および117条1項に違反している旨を判示した⁽⁸⁹⁾。その際、憲法裁判所は、

とされていた。

(83) Corte cost., ord. n. 117 del 2019, punto 7. del *Considerato in diritto*.

(84) *Ibid.*, punto 7.1. del *Considerato in diritto*.

(85) *Ibid.*, punto 10. del *Considerato in diritto*.

(86) Case C-481/19 *DB v Consob*, ECLI:EU:C:2021:84, paras. 36-37.

(87) *Ibid.*, para. 50.

(88) *Ibid.*, para. 58.

EU 裁判所の解釈が憲法裁判所の解釈と一致したと評価し、また、国内および超国家的な基準はすべて「その解釈において互いに補完し合う」と述べた⁽⁹⁰⁾。

四 「再集権化」～「明確化」判例の評価

1 「明確化」された憲法裁判所および通常裁判所と EU 裁判所間の対話のルール

「再集権化」判例で簡単に触れられつつも自明ではなかった、憲法裁判所および通常裁判所と EU 裁判所との対話のルールは、「明確化」判例により、次のとおり明らかになった。

- ①国内法による抵触が疑われる基本権憲章以外の EU 法規定に直接効がある場合、通常裁判所は自ら抵触国内立法を適用排除できる。
- ②国内法による抵触が疑われる憲章以外の EU 法規定に直接効がない場合、通常裁判所は、適宜 EU 裁判所への先決問題移送手続を利用したのち憲法裁判所に抵触国内立法の合憲性の問題を移送し、憲法裁判所が判断を行う。その際、憲法裁判所自身も EU 裁判所への先決問題移送手続を利用する。
- ③国内法による抵触が疑われる憲章の規定に直接効がある場合、通常裁判所は自ら抵触国内立法を適用排除できる。
- ④国内法による抵触が疑われる憲章の規定に直接効がない場合、通常裁判所は、憲法裁判所および・または EU 裁判所への移送を選べる。憲法裁判所に抵触国内立法の合憲性の問題が移送されたときは、憲法裁判所が判断を行う。EU 裁判所への先決問題移送手続が利用されたときは、EU 裁判所が判断を行う。通常裁判所は、一方の裁判所の判断に疑問を有する場合、他方の裁判所に同じ問題を移送できる（二重の保障⁽⁹¹⁾）。憲法裁判所も EU 裁判所

(89) Corte cost., sent. 30 aprile 2021, n. 84.

(90) *Ibid.*, 3.5. del *Considerato in diritto*.

(91) Medico, F., “La sentenza n. 269 del 2017 della Corte costituzionale: l’eccezione a *Granital*?”, in *Granital Revisited?*, *op. cit.* at 5, p. 159.

への先決問題移送手続を利用する⁽⁹²⁾。

2 直接効の基準および憲章の基準の関係

③によれば、国内法による抵触が疑われる EU 基本権憲章の規定に直接効がある場合、通常裁判所は自ら抵触国内立法を適用排除することができる。直接効の範囲が広ければ広いほど、かつ不確実であればあるほど、通常裁判所が憲法裁判所に付託することなく EU 法違反の国内法規定を適用排除する可能性が高まる⁽⁹³⁾。他方で、もし通常裁判所が憲章に関わる事案をすべて憲法裁判所に移送せねばならないとすると、③により本来は適用排除されるべき、直接効を有する憲章の権利と抵触する国内法を、通常裁判所が即、自ら適用排除できないことになる。その場合、直接効という EU 法の原則が損われ、ひいては欧州統合のプロセスが損われるという危惧もある⁽⁹⁴⁾。そのため憲章が適用される場合と適用されない場合の区別よりも、直接効が生じる場合 (regole) と生じない場合 (principi) の区別が重要であり、通常裁判所が EU 法の「原則」(principi) との関係で区内立法の適用排除を判断する際には EU 裁判所への先決問題移送を義務づけるべきとの指摘がある⁽⁹⁵⁾。

3 基本権保障手続の併存と憲法裁判所の「第一声」

④によれば、通常裁判所は基本権の問題の移送先として憲法裁判所と EU 裁判所の両方を利用できる。「集権化」判例は、それまで優先させていた EU 裁判所への移送の代わりに、先に憲法裁判所へ移送するという選択肢を加えた。これにより憲法裁判所が基本権に関する「第一声」を上げられるようになったことについては、それにより裁判所間の対話がより促進され⁽⁹⁶⁾、

(92) ④につき、詳しくは Massa Pinto, I., “Il giudizio d’incostituzionalità delle leggi in caso di doppio parametro (interno ed europeo): il conflitto sulle regole d’ingaggio”, in *Il sistema “accentrato”*, *op. cit.* at 5, pp. 117-125.

(93) Guastaferrò, *op. cit.* at 64, p. 90.

(94) Ruggeri, *op. cit.* at 45, p. 255.

(95) Dani, *op. cit.* at 20, pp. 75-76. EU 基本権憲章 52 条 5 項は、「原則」(principi) を示す憲章の規定は、EU および加盟国諸機関により実施され、同実施規定の解釈および適法性の審査の目的でのみ適用されると規定している。

EU 基本権憲章の解釈も豊かになり⁽⁹⁷⁾、ときに解釈の相違が生じたとしてもそのような衝突によって異なる法制度間の関係性が発展する⁽⁹⁸⁾、といった肯定的な評価が多い。一方で、通常裁判所による国内立法の適用排除によっても基本権保障は実現されうるという指摘や⁽⁹⁹⁾、憲法裁判所への移送にかかる時間やコストへの懸念もあるが⁽¹⁰⁰⁾、他方でそれに見合う法的安定性が憲法裁判所の一般対世的な違憲判決により得られるとの見方もある⁽¹⁰¹⁾。

4 EU 法の自律性に対する影響

これまでのところ、憲法裁判所は EU 裁判所への先決問題移送を積極的に行ってきているが、憲法裁判所が EU 法に関する先決問題を EU 裁判所に移送することなく判断するというリスクはなくなったわけではなく、その場合は EU 法の自律性が損なわれることになる⁽¹⁰²⁾。

この点については、これまでのところ、憲法裁判所が 2020 年 182 号決定で、2019 年 117 号決定と同様に EU 裁判所に先決問題を移送するなかで、「EU 法との衝突が増えているこの分野では、条約の解釈と適用における法の尊重 (EU 条約 19 条 1 項) を預かる EU 裁判所との対話を特別に優先せざるを得ない」と述べ⁽¹⁰³⁾、また、2022 年憲法裁判所 67 号判決において、先決問題移送手続の場での条約の解釈・適用においては EU 裁判所が排他的管轄権を有すると述べたが⁽¹⁰⁴⁾、このことを EU 裁判所の Lenaerts 長官は、直ちに親 EU 法的な立場として称賛している⁽¹⁰⁵⁾。EU 裁判所のイタリア出身

(96) Amoroso, *op. cit.* at 11, 11.

(97) Zanon, N., “Ancora in tema di doppia pregiudizialità: le permanenti ragioni della ‘precisazione’ contenuta nella sentenza n. 269 del 2017 rispetto alla ‘grande regola’ *Simmenthal-Granital*”, in *Giornata di studio, op. cit.* at 5, p. 98.

(98) Martinico, G., “L’armonia conflittuale. La Corte costituzionale e il diritto dell’Unione”, in *Scritti Ruggeri, op. cit.* at 5, Vol. III, p. 2697.

(99) Ruggeri, *op. cit.* at 45, p. 256.

(100) Dani, *op. cit.* at 20, pp. 74-75.

(101) Amoroso, *op. cit.* at 11, 6.

(102) Mori, *op. cit.*, at 61, p. 296.

(103) Corte cost., ord. 30 luglio 2020, n. 182, punto 3.1. del *Considerato in diritto*.

(104) Corte cost., sent. 11 marzo 2022, n. 67, punto 10.2. del *Considerato in diritto*.

の Rossi 判事は、同様に肯定的に評価を行う中で、EU 法と加盟国の憲法上の価値が真に衝突する際、憲法裁判所は一方的に「EU 法優越に対する憲法上の限界」を援用するのではなく、EU 裁判所に先決問題を移送せねばならないと述べている⁽¹⁰⁶⁾。欧州レベルでの基本権規範形成への関与に積極的な憲法裁判所の姿勢を肯定的に評価する学説も、憲法裁判所による EU 裁判所への先決問題移送手続の利用は必須と考えている⁽¹⁰⁷⁾。

5 「EU 法優越に対する憲法上の限界」に対する影響

「再集権化」により通常裁判所が EU 基本権憲章の権利の問題を優先的に憲法裁判所に移送し憲法裁判所が「第一声」を発する場合、また憲法裁判所が憲法上の問題を説明しつつ EU 裁判所に先決問題を移送する場合、EU 裁判所との間で解釈の相違が生じて憲法裁判所が「EU 法優越に対する憲法上の限界」を援用することを避けることができるとの評価がある⁽¹⁰⁸⁾。EU 法が「EU 法優越に対する憲法上の限界」に迫っていることを憲法裁判所が EU 裁判所に事前に警告できるからである⁽¹⁰⁹⁾。実際、EU 裁判所は「再集権化」および「明確化」判例後の憲法裁判所の積極的な対話の動きに対し融和的な態度を見せており、両裁判所は対立の芽を摘むための最も適切な方法として模索をしているのではないかとの分析がある⁽¹¹⁰⁾。

五 結語

以上、本稿では、EU 法および欧州における基本権保障の発展に伴い、欧

(105) Lenaerts, K., “National Identity, the Equality of Member States Before the Treaties and the Primacy of EU Law”, in *Giornata di studio, op. cit.* at 5, p. 17.

(106) Rossi, L., “Regole dell’Unione europea ed eccezioni nazionali: la questione ‘identitaria’”, in *Giornata di studio, op. cit.* at 5, pp. 79–80.

(107) Massa, *op. cit.* at 70, p. 2721.

(108) Caruso, C., “*Granital Reloaded*. La ‘precisazione’ nell’integrazione attraverso i conflitti”, in *Granital Revisited?*, *op. cit.* at 5, pp. 41–42.

(109) Massa Pinto, *op. cit.* at 92, pp. 122, 126.

(110) Lo Calzo, *op. cit.* at 31, p. 318.

州の裁判所と関係を密にする通常裁判所に基本権保障の役割を分権的に奪われ、憲法裁判所の基本権保障の役割が「周縁化」していったこと、「周縁化」に抵抗し自らの基本権保障の役割を集権的に取り戻すため、憲法裁判所が「集権化」および「再集権化」を試みたこと、「再集権化」の内容に疑問を抱いた通常裁判所から移送された合憲性の問題への回答の中で、憲法裁判所が「再集権化」判例の射程を限定する形で「再集権化」の「明確化」を行ったことを考察した。このように、憲法裁判所は通常裁判所により影響を受け、変化を迫られる中で EU 裁判所との対話を模索することを明らかにした。

「再集権化」および「明確化」判例の後の憲法裁判所の積極的な EU 裁判所との対話は、これまでのところ EU 裁判所との衝突を生じることなく、逆に EU 裁判所判事から称賛を受けている程である。近年、他の EU 加盟国の裁判所の事例には、法の支配、裁判官の独立、EU 法の優越等といった EU 法体系の根幹に疑問を呈すものが散見されている中、EU 裁判所のイタリア出身判事は、自国憲法裁判所による EU 裁判所との対話の取り組みは公正かつ建設的なものであり、他の EU 加盟国に示唆を与えることができると自負している⁽¹¹¹⁾。確かに、EU および欧州の裁判所との関係を密にする通常裁判所の協力を得ることで基本権保障における自らの権威を維持できるイタリア憲法裁判所であるからこそ、EU 裁判所との対話を重視するのであれば、「再集権化」および「明確化」判例により構築されたイタリア憲法裁判所、通常裁判所および EU 裁判所の対話のメカニズムは、EU 法と他の加盟国の国内法との関係の考察においても重要な比較法上の意義があることになろう。ただ、イタリア憲法裁判所が取り組む「周縁化」の問題は、「再集権化」および「明確化」判例では根本的には解決されないとの見方もあり⁽¹¹²⁾、対話により対立が避けられるかは今後の判例の動向を見ながら改めて評価を行う必要がある。

* 本稿は、JSPS 科研費基盤研究(C) (課題番号 21K01134) の交付を受けて行

(111) Rossi, *op. cit.* at 106, p. 80.

(112) Dani によれば「周縁化」の根本的な原因は Granital 判例というよりも EU 権限の拡大の副作用である (Dani, *op. cit.* at 20, p. 70)。

った研究の成果の一部である。

(本学法学部国際関係法学科・准教授)